

幼児教育の無償化について

無償化の対象となるには、
「施設等利用給付認定申請書」の提出が必要です。
必要事項を記入の上、在籍の幼稚園へご提出ください。

◆施設等利用給付認定とは？

無償化の対象となるために必要な認定です。認定の種類で無償化の対象範囲が変わります。

認定の種類	対象	無償化の範囲
新1号認定	満3歳～5歳児クラスの子 (※3歳の誕生日の前日～卒園までの子)	通常保育料のみ 月額25,700円まで無償 ※預かり保育は無償化の対象外
新2号認定	保育の必要がある 3～5歳児クラスの子 (※満3歳になった次の4月1日～卒園までの子)	通常教育の保育料 月額25,700円まで無償 預かり保育料 日額450円×利用日数 (月額上限11,300円)まで無償
新3号認定	保育の必要がある市町村民税非課税世帯の 満3歳の子 (※3歳の誕生日の前日～その年度末までの子)	通常教育の保育料 月額25,700円まで無償 預かり保育料 日額450円×利用日数 (月額上限16,300円)まで無償

※給食費、教材費、行事費、通園送迎費等は無償化の対象外です。

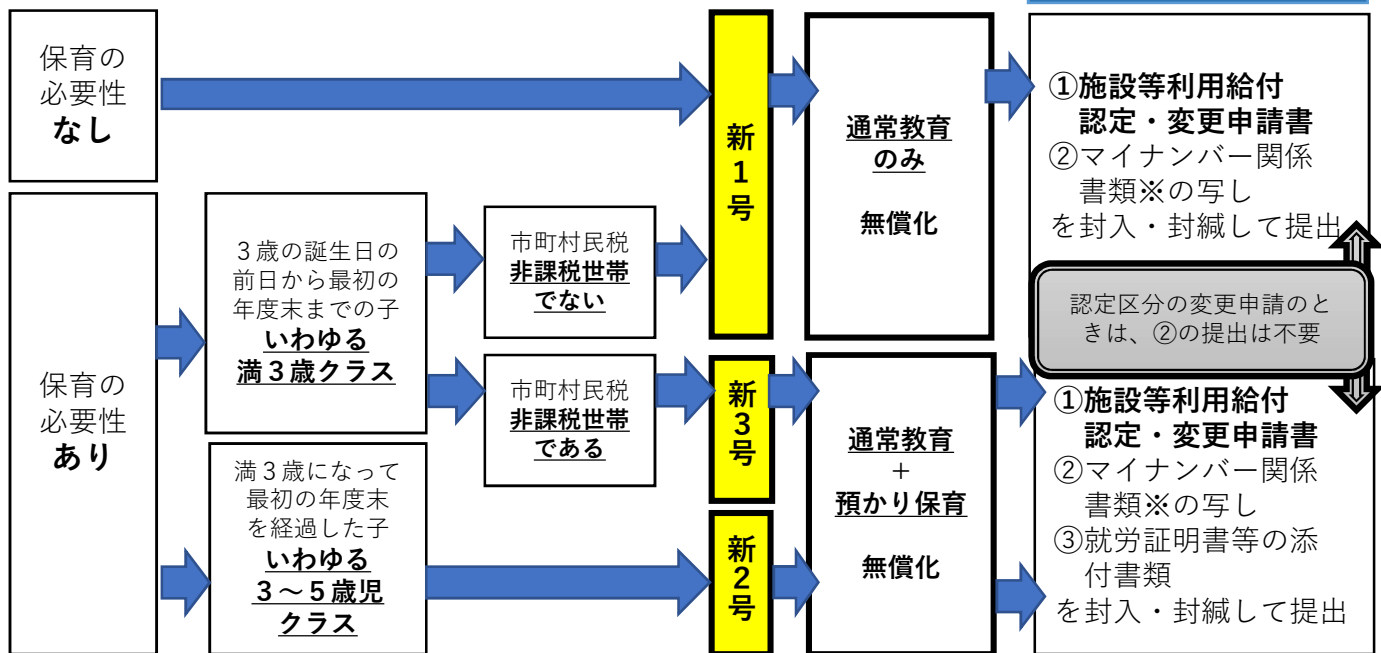
認定変更など、年度途中に必要となった方は園へお申し出ください。

【問い合わせ先】

〒618-8501 京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3番地 電話：075-956-2101（代表）
大山崎町健康福祉部福祉課児童福祉係（内線181・185）

無償化の対象範囲・使用する申請書フローチャート

提出書類



※マイナンバー関係書類

①番号確認書類 マイナンバーカードの写し又はマイナンバー通知カード

②身元確認書類 顔写真付き身分証明書（運転免許証など）もしくは身元確認できる書類（健康保険証、国民年金手帳など）2つ

※マイナンバーカードの写しを添付する場合は、身元確認書類の提出は不要です。

新2号・新3号認定に必要な書類 — 保育の必要性の確認 —

「保育の必要性」の認定は「保護者のいずれも」が、以下の「保育を必要とする事由」に該当する場合に認定されます。

事由区分	内 容	必要な添付書類
就労 (自営・農業・内職含む)	月64時間以上労働することを常態としている場合 ※保育の必要性がなくなった場合はその期間	就労証明書（指定様式）※ただし、自営業、農業、内職の方は下記の書類も必要です。 【自営業】①スケジュール申告書（指定様式） ②開業届の写し又は確定申告書の写し（税務署で取得可）等事業の内容を証明する書類 【内職】スケジュール申告書（指定様式） 【農業】①スケジュール申告書（指定様式） ②農業申立書（指定様式）
妊娠・出産	出産予定日の8週間前（多胎妊婦の場合は14週間）から出産後8週間経過後の翌日が属する月の末日まで	母子健康手帳（親子手帳）の写し（表紙と出産予定日が記載されたページ）
疾病・障がい	疾病・負傷または心身に障害がある場合 ※保育の必要性がなくなった場合はその期間	次のいずれか1つ ①診断書（指定様式）②障害者手帳の写し
介護・看護	同居親族（長期間入院等をしている親族を含む）の常時介護・看護をしている場合 ※保育の必要性がなくなった場合はその期間	①介護・看護状況申告書（指定様式）、 ②スケジュール申告書（指定様式）と次のいずれか1つ 介護・看護される方の状態のわかる①診断書、 ②障害者手帳、③介護保険被保険者証の写しなど
災害復旧	震災・風水害・火災等の災害復旧にあっている ※保育の必要性がなくなった場合はその期間	り災証明書
求職活動 (年度内1回のみ)	求職活動（起業準備を含む・雇用保険受給中を含む） ※認定開始日後90日後が属する月の末日まで	①就労誓約書（指定様式） ②雇用保険受給中の場合、雇用保険受給資格者証の写し
就学	就学（職業訓練を含む） ※卒業・終了予定日は属する月の末日まで	①在学証明書 ②履修表（時間割表） (ない場合はスケジュール申告書（指定様式）)
育児休業 (在園児童のみ)	育児休業を取得する場合で、その児童が引き続き保育の必要性が認められる場合	(育児休業取得期間が記載された) 就労証明書

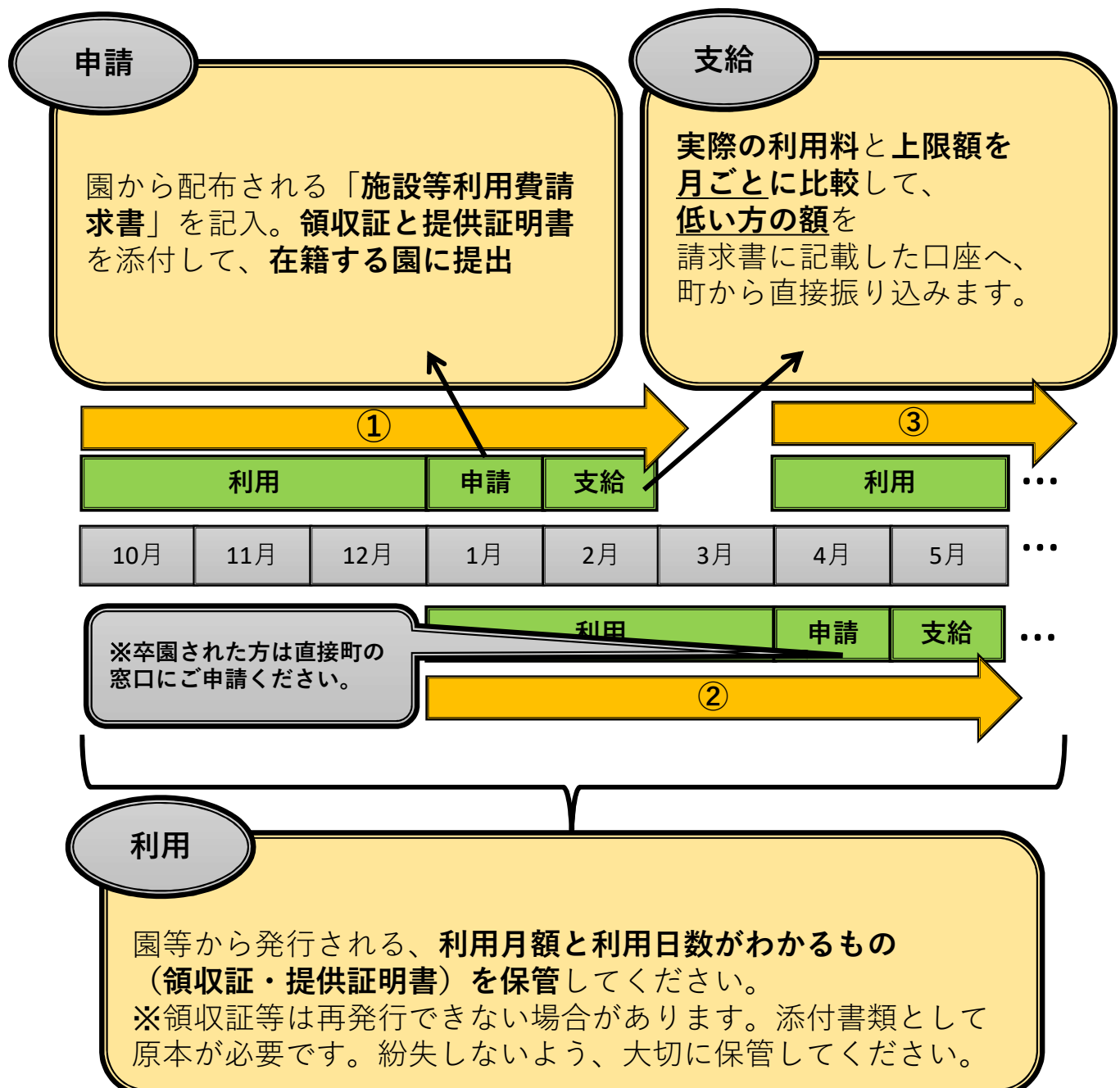
預かり保育料について（新2号・新3号認定対象）

3か月分の利用料をまとめて申請します。対象者に幼稚園から配布される、「施設等利用費請求書（償還払い用）」に必要事項を記入の上、「施設に支払った金額」、「月ごとの利用金額」、「利用日数がわかるもの」（幼稚園等から発行される預かり保育料の領収証と提供証明書）を添付して、在籍する幼稚園にご提出ください。実際の利用料と上限額を比較して低い方の額を支給します。

※対象になるのは新2号または新3号の認定期間のみです。そのため、該当することがなかったときは速やかにご申請ください。認定期間外の預かり保育利用料は対象外となります。

◆利用～支給までのフローチャート（イメージ）

※実際の申請、支給日については都度幼稚園を通じてご案内します。



副食費補足給付補助金について

①対象者：市町村民税所得割額77,101円未満の世帯※の子ども 及び第3子以降の子ども

※年収等により決定される市町村民税の所得割額をもとに町が行います。

世帯収入	第1子	第2子	第3子以上
市町村民税所得割額77,101円未満の世帯の子ども	対象		
市町村民税所得割額77,101円以上の世帯の子ども	対象外		対象

◆給付の対象となるのは、副食費（おかず代やおやつ代等）のみです。預かり保育時に提供されるおやつ等は給付の対象外です。

◆給付月額上限額 **4,800円**までの範囲で、保護者が実際に園に支払った副食費代が給付されます。ただし、副食費代の算出が難しい場合（外部搬入等）、**1日あたり240円を副食費相当額とします。**

※給食費については、各園で設定されております。また、副食費の対象とならない園があります。各幼稚園へお問い合わせください。

②多子世帯の第3子カウント方法

小学校3年生以下の範囲で、最年長の児童から順に数えて第3子以降となる児童が対象です。（小学校4年生以上はカウントしません。）



③申請及び給付方法

約半年分の利用料をまとめて申請します。対象候補者へ送付される、「**大山崎町私立幼稚園の副食費に係る補足給付補助金交付申請書**」に必要事項を記入の上、幼稚園から発行される「**給食費の提供及び副食費の領収書**」を添付して、町にご提出ください。

1食当たりの副食費相当額（算出できない場合は240円）と月額上限4,800円を比較して低い方の額を支給します。

利用期間	所得算定年度	交付申請書提出期限	支給時期
4月～8月分	前年度の市町村民税所得割額	9月末	10月末振込
9月～3月分	今年度の市町村民税所得割額	4月上旬	5月末振込

※年度途中で退園・卒園された方は正しく候補者として抽出されない可能性があるため、ご相談ください。